

**司法試験第一次試験合否判定方法・基準**

(平成14年2月5日司法試験考査委員会議申合せ事項)

次の基準により合否の判定を行うが、この基準は一応のものであって、諸般の事情により、これと異なる判定をすることを妨げるものではない。

(基準)

全科目の得点の合計が満点のおおむね60パーセント以上となる者を合格とする。